

笠岡市地域交通燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の社会経済活動における地域公共交通の必要性に鑑み、その安定的な運行を確保するため、燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者に対し、予算の範囲内で地域公共交通の事業の用に供する燃料に係る費用の一部を補助することについて、その交付に関して笠岡市補助金等交付規則（昭和60年笠岡市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各項に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者

(1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者で、笠岡市内に本社、支社(店)、営業所(店)及び事務所(以下「本社等」という。)を有するもの

(2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者で、笠岡市内に本社等を有するもの

(3) 航路事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者で、笠岡市内に本社等を有するもの

(4) 海上タクシー事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業を営む者で、法人事業者は本社等が、個人事業者は本人の住所地が笠岡市内にあるもの

3 令和7年4月1日時点で、地域公共交通の事業を営む者

4 市税の滞納がないこと。

5 笠岡市暴力団排除条例（平成24年笠岡市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助額等は別表に定めるものとする。

(補助金等の交付申請等)

第4条 交付対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び様式第1号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、市長が必要と認める場合、記載事項を確認するための書類を求めるこ

とができる。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは速やかに補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、補助金交付決定（交付額確定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条で提出された補助金交付申請書兼請求書に基づき、前項で決定した交付額を速やかに交付するものとする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、補助金の交付決定前に申請者の住所、氏名又は連絡先等に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の交付決定を取り消し、又は交付を受けた金額の返還を命ずることができるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要領に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する補助事業者等着手届及び完了届の提出は要しないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業者	補助金の額
タクシー事業者	ガソリン車・軽油車 49,000 円／台 L P ガス車 26,000 円／台
航路事業者	フェリー航路 2,200,000 円／社 旅客船航路 1,100,000 円／社
海上タクシー事業者	400,000 円／隻
バス事業者	1,400,000 円／社